

介護老人保健施設日和の里 介護予防通所リハビリテーション 利用料金一覧表

介護予防通所リハビリテーション利用料（1月あたり）*地域区分：大津市（5級地 10.55）

	要支援1	要支援2
介護予防通所	2,053 単位	3,999 単位
リハビリテーション費	2,166 円	4,219 円
*利用開始より 12 月を 超えた場合	2,033 単位 2,145 円	3,959 単位 4,177 円

*1. 上記に加え施設体制加算として、加算利用料の内、（*1）印の料金をご利用の皆様より頂戴します。

加算利用料（サービス利用該当の方のみ加算となります）

サービス提供体制強化加算Ⅰ（*1）		1 月	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合又は経験年数のある介護福祉士が厚生労働大臣の定める基準以上配置している場合に加算されます。
要支援1の利用者	（88 単位） 93 円		
要支援2の利用者	（176 単位） 186 円		
栄養アセスメント加算（*1）	（50 単位） 53 円	1 月	厚生労働大臣が定める基準に基づく職員配置があり、利用者ごとに栄養アセスメントを実施し、当該情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合に算定されます。
科学的介護推進体制加算Ⅰ（*1）	（40 単位） 43 円	1 月	利用者の心身の状況等に関する情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合に算定されます。
若年性認知症利用者受入加算	（240 単位） 254 円	1 月	若年性認知症の利用者様に対し、介護予防通所リハビリを行った場合に加算されます。
運動器機能向上加算	（225 単位） 238 円	1 月	運動器機能向上に係る個別計画に基づくサービスを実施し、定期的な評価と計画の見直し等を実施した場合に加算されます。
栄養改善加算	（200 単位） 211 円	1 月	低栄養状態、又はそのおそれのある利用者様に対し、管理栄養士が看護介護職員等と共同し、摂食、嚥下機能及び食形態に配慮し、栄養ケア計画を作成し、適切なサービスを実施、評価した場合に加算されます。
介護職員処遇改善加算	所定報酬単位	1 月	厚生労働大臣が定める基準により、介護職員に対する賃金改善等を実施している場合に算定されます。
特定介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	×0.047%	1 月	
介護職員等ベースアップ等支援加算	×1.0%	1 月	

食費・その他 日用品費

食費	530 円	1 日	昼食代、おやつ代として頂戴します。
日用品費	120 円	1 日	利用者様個人として使用されるタオル、バスタオル、シャンプー、おしぼり等、必要な物の費用として頂戴します。
教養・娯楽費	80 円	1 日	利用者様が行う書道、手芸、工作、絵手紙、通信カラオケ等、教養娯楽のために要する費用として頂戴します。
クラブ・レクレーション費	実費	1 回	クラブ、レクレーション等、個別で実施した場合に頂戴します。
その他 立替費用	実費	1 品	おむつなどをご利用された場合に別途頂戴します。
健康管理費	実費	1 回	インフルエンザワクチン等、接種された場合に頂戴します。
文書作成料	実費	1 通	診断書等、文書の発行が生じた場合に頂戴します。

*上記の金額は1日あたりの金額ですが、実際の清算時には端数処理により若干の差異が生じます。

また消費税が加算される利用料もございますので御了承ください。

*上記の金額は介護保険負担割合 1 割の場合を示しています。負担割合が 2 割以上の方の場合は、その割合の率に応じた額を頂戴いたします。

*日用品費、その他教養娯楽費等の費用については、利用時の心身の状況によりご相談いただく場合もございます。